であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の議決権の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の後における届出者の実質保有等議決権の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。

「⑷　取得又は一任運用の時期」欄について、本届出書受理日において、取得又は一任運用の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における取得又は一任運用の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑸　支払の時期」欄について、本届出書受理日において、支払の時期が確定していない場合「届出受理日から６か月以内」と記載することができる。その場合、本届出書受理日における支払の予定日を併記すること（未定であれば、その旨明記すること）。

「⑹　取得又は一任運用の相手方」欄は、届出者が相対による方法により取得又は一任運用をしようとする場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をする際のその取引の相手方をいう。

17　「３　取得又は一任運用の目的等」欄中「⑴　取得又は一任運用の目的」欄には、「資産運用」、「経営関与」、「関係会社の設立又は資金調達の支援」、「国内会社との合弁会社の設立」等の取得又は一任運用の目的（目的が複数ある場合はその全て）を記入すること。なお、発行会社へ経営関与する可能性がある場合は、取得又は一任運用の目的として「経営関与」と記入すること。「⑵　取得又は一任運用に伴う経営関与の方法」欄には、「取締役の選解任」、「株主総会における株主提案」、「経営支配に関する契約の締結」等の経営関与の方法をできる限り具体的に記入すること。「⑶　事前届出業種に該当する事業の譲渡、廃止又は縮小に関する提案の可能性」欄において、「イ　あり」を選択した場合、提案する可能性がある事項の詳細について記入すること。なお、⑵から⑶までの欄は、取得又は一任運用の目的に経営関与が含まれない場合は記入を要しない。

18　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、届出者の財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

また、届出者が特定組合等（法第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであつて、その財務及び営業若しくは事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であつて、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

19　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（令第３条の２第１項第３号から第５号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

20　「４　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。

21　「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄については、発行会社が上場会社等である場合において記入すること。この場合において、同欄中「数量」欄及び「出資比率・議決権比率」欄については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとするときにあつては、届出者と特別の関係にあるもの（届出者を令第２条第19項第１号に規定する株式取得者等とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人その他の団体（法第26条第１項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）をいう。以下この記入要領において同じ。）が所有する同一発行会社の所有等株式の数（所有等株式のうち届出者が所有する発行会社の所有等株式（すなわち、「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」の対象とする所有等株式）と重複するものがある場合には、当該重複の数を控除した純計によるもの。）及び当該届出者と特別の関係